

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和元年5月14日（火）午前8時56分～午前9時7分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)児童青少年部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「新しい狛江市民憲章（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長                      平成27年度より狛江市民憲章検討委員会と協働で見直しを検討してきた狛江市民憲章について、素案に対するパブリックコメントを3月15日から4月15日まで実施し、意見提出者数は2人、意見件数は2件でした。

                    市民説明会は第1回を3月23日午前10時から開催し、参加者はありませんでした。第2回を3月27日午後7時から開催し、参加者は1人でした。

                    また、より多くの市民から意見をいただくため、平和祈念事業講演会及びこまえ桜まつりでアンケートを行ったところ、それぞれ32件、125件の回答をいただきました。素案におけるそれぞれの文章については、多くの方に「いいと思う」という意見をいただきました。

                    パブリックコメントに対する回答案について意見等ある場合、5月17日までに政策室へ連絡をお願いします。

市 長                      特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。

                    次に報告事項1「市民憲章の見直し」事業実施報告書（平成30年度）について」を報告してください。

部 長                      本事業は、平成28年度行政提案型市民協働事業として、市と実行委員会の協働事業として実施しており、制定から40年が経過した市民憲章を、市民が狛江に誇りと親しみを持てるようなものとすべく、8人の実行委員とともに見直し作業を進めています。

                    平成30年度は、主に新しい市民憲章の文章を考えるための文案の募集及び素案の決定を行いました。また、検討委員会からの素案の報告を受け、平成31年3月から4月にかけて素案に対するパブリックコメントを実施しました。

今後は新しい市民憲章が市民の心のよりどころとなるよう、周知の方法等の検討を進めていきます。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 周知方法等も委員会で検討するという理解でよろしいですか。

部長 そのとおりです。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「ハラスメントに関する相談件数等（平成30年度）について」を報告してください。

部長 平成30年11月に施行された狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第7条に基づき、市では内部の相談窓口に加えて、業務委託による外部の相談窓口を設置しており、当該相談窓口で受けた相談件数については、同条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項に基づき、内部相談窓口の相談件数と併せて、年1回公表することとしています。

1点目に、条例施行後にあった相談件数を、ハラスメントの種別ごとに記載しています。まず、パワー・ハラスメントに関する内部相談は2件、外部相談は3件、合計5件でした。なお5件の内、内部相談の1件については、相談者から市へ対応の求めがあったことから、該当者に対し職員課で指導を行いました。他4件については、対応の求めはありませんでした。次に、その他のハラスメントに関する外部相談が1件ありました。こちらは、相談者から市へ対応の求めがありませんでした。次に、その他（ハラスメントに含まれない問題）で、外部相談が2件ありました。

なお、外部相談窓口にはモラル・ハラスメントに関する項目がないため、「－」としています。ただし、その他ハラスメントの相談に関して具体的な対応等の求めがあり、市で確認を行い、当該案件がモラル・ハラスメントであると判断される場合は、件数を記載します。

2点目に、狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数について、平成30年度は1回開催しましたが、これは、委員委嘱やハラスメント防止の取組全般に関する意見交換を行ったもので、ハラスメントに関する苦情の調査審議はありませんでした。

3点目に、懲戒処分の有無及び処分内容について、ハラスメント行為による懲戒処分はありませんでした。

本件については、広報こまえ6月15日号及び市ホームページで公表を行います。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 議会への報告は行いますか。

部長 第1回臨時会開催後に議長へ報告し、各議員に対しては書面で報告します。

市 長 実際に相談が8件あったようなので、ハラスメントを根絶する意識を持ち、件数を減らすようにしてください。

報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部 長 議会での理事者挨拶についてです。

改選後初の議会であるため、議員の自己紹介の後、理事者側からも挨拶をお願いします。順番は、市長、副市長、教育長、参与、各部長、議会事務局長とします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 平成31年度狛江市総合水防訓練の実施結果についてです。

平成31年度は、天候に恵まれたことにより、体験エリアに子ども連れの家族が多く来場され、30年度よりも約100人多い約850人の市民に参加いただきました。

また、狛江市総合水防訓練の実施に当たっては、会場係員や職員隊として47人の職員に参加いただきました。この場を借りて、会場準備や訓練等に参加いただいた職員及び各部の協力を御礼申し上げます。

部 長 当日参加した防災会の方から、訓練中に何もすることがなかったのも、希望する参加者には何らかの役割を与えた方が良いのではないかという話がありました。

市 長 土のうの作成等は、消防関係者でなくても参加できると思うので、今後検討をお願いします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月21日午前9時から開催します。